

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	平 野 宗 克
課長補佐（事務担当）	堀 田 真 二
主 査（事務担当）	青 木 一 郎
主 事（事務担当）	山 口 遼

進行要領

発言者	内 容
	1. 開催日時 令和8年5月20日（水） 午前8時52分から午前9時38分 2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室 3. 出席委員（15人）別紙のとおり 4. 欠席委員（ 0人）別紙のとおり 5. 議事日程 日程第 1 議事録署名委員の指名 日程第 2 議案第 4 号 農地法第3条の規定による許可申請 日程第 3 議案第 5 号 農地法第4条の規定による許可申請 日程第 4 議案第 6 号 農地法第5条の規定による許可申請 日程第 5 議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式） 日程第 7 議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（権利移転） 日程第 8 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 4. 現況証明願 日程第 9 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 6. 農業委員会事務局職員（ 4人）別紙のとおり 7. 本委員会の書記は、課長補佐 堀田 真二 主査 青木 一郎 主事 山口 遼 である。 8. 会議の概要 開会（午前8時52分） 事務局長 定刻となりましたので、只今より、令和8年5月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長さんをお願いします。 会長さん宜しくをお願いします。

会長	《会長あいさつ》
会長	それでは、本日の出席者数は（１５名中１５名）で、定足数に達しておりますので、只今より５月定例農業委員会を開会します。 審議に入ります前に、日程第１、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。 《異議なしの声》 それでは、 議席番号 １５番 大橋 一之 委員 議席番号 １番 横井 清美 委員 を指名しますので宜しくお願いします。 それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。 議案第４号 農地法第３条の規定による許可申請・・・・・・・・・・４件 議案第５号 農地法第４条の規定による許可申請・・・・・・・・・・１件 議案第６号 農地法第５条の規定による許可申請・・・・・・・・・・３件 議案第７号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による 当委員会への意見聴取について（一括方式）・・・・・・・・・・１９件 議案第８号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による 当委員会への意見聴取について（権利移転）・・・・・・・・・・５件 専決報告 １. 農地法第３条の３の規定による届出・・・・・・・・・・１１件 ２. 農地法第４条第１項第８号の規定による確認願・・・・１件 ３. 農地法第５条第１項第６号の規定による届出・・・・５件 ４. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１件 報 告 １. 農地法第１８条第６項の規定による通知・・・・・・・・・・９件
会長	それでは、議案第４号 農地法第３条の規定による許可申請４件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》（１番から４番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）以上、４件につきましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第４号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

会長	申請番号 2 番、4 番の（株）TONORI について、既存の事業者とは違いますか。
事務局	違う事業者になります。今まで個人経営でしたが、今年度より農地適格化法人になった事業者になります。
会長	その他宜しいでしょうか。 それでは、議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。
会長	続きまして、議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請 1 件について審議をお願いします。 それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》（1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は代々機織業を営んでおります。自宅は市街化区域に位置し近くに小学校もあり住宅も密集しており、数年前に転用許可を得て貸駐車場を始めました。近くにある工業団地内の企業には駐車場が無くて、近くで駐車場を借りられないか探されているようで次々問い合わせがあります。満車だからと何度もお断りして、待機してもらっている状況ですが、隣地で貸駐車場を設けていることもあり、希望者の数も増えていることから近くに勤める方々のために駐車場にした方が社会貢献できて良いと考え今回の申請となりました。 今般の申請にて駐車場を設置する計画です。以上、1 件につきましては、農地法第 4 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第 5 号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。 （発言なし）
会長	宜しいでしょうか。 それでは議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請 1 件について賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。
会長	続きまして、議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 3 件について審

事務局	議をお願いします。 まず、申請番号２番の審議をおこないます。申請番号２番については関係委員が総会規則第１７条の「議事参与の制限」に該当しますので退席をお願いいたします。 《関係委員 退席》 《事務局説明》（２番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は昭和５８年１月１９日に児童福祉法第３９条に規定する保育園を経営するために設立した社会福祉法人です。既存の駐車場として二子町上丸島地内の土地を賃借して利用しています。従業員の駐車場・園へのお客様の駐車場・保育児童の送迎時の駐車場として利用していますので、駐車スペースが足りない状況です。保育児童の保護者様から駐車スペースが無いことやむを得ず周辺道路に停車し児童を送迎する時があるので、是非とも駐車場を増やしてほしいとの要望も多数あります。このような現状では近隣の住民の皆さまや農地を耕作されている皆様の道路利用にご迷惑をおかけする恐れがあるので、駐車場として利用できる広い土地を探しておりましたところ申請地の所有者から売却しても良いと提案されました。申請地は丸島保育園及び既存駐車場の近隣地ということもあり駐車場としての利便性も高いうえに保育児童の安全も確保しやすいと考えました。今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。以上、１件につきましては、農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より申請番号２番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	（発言なし） 宜しいでしょうか。
会長	それでは、議案第６号 農地法第５条の規定による許可申請１件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	（全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。
会長	それでは、関係委員に入ってもらって下さい。
会長	《関係委員 着席》
会長	続きまして、申請番号１番及び３番について審議をお願いします。
会長	それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局	《事務局説明》（１番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は平成１４年に名古屋市中川区に会社を設立し、平成１５年に一般貨物自動車運送業の許可を得て、事業を営んでまいりました。現事業地は、令和２年に従業員の労働環境の改善と施設管理・防犯面の強化、経営効率の向上を図り、あま市に賃借していた倉庫と愛西市に確保していた自動車車庫を整理統合し、愛西市内佐屋町佐屋河原の自己所有地に営業事務所とドライバーの休憩睡眠室を併設した自社倉庫を建設し、その隣接地に無蓋車庫を設置しました。現事業地の無蓋車庫に隣接しており、一体利用により物流効率の更なる向上が見込まれるため、土地所有者と交渉したところ、快諾を得ることができたため本申請に至りました。今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。 《事務局説明》（３番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）太陽光の申請です。計画では１５２枚のパネル（発電出力：９８．８０kw）を設置し、総事業費は約１，４４７万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。 以上、２件につきましては、農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第６号 議案番号１番及３番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
委員	申請番号１番について、現在西側から進入路があることでよろしいですね。申請地の東側に生活道路がありますが、接道はありますか。そこからトラックなどの大型車は無理だと思いますが、普通車が駐車場に出入りすることになりますか。
事務局	申請地の西側の既存施設からの拡張になり、申請地はフェンスで囲われるため、東側の生活道路から申請地への出入りはできない状態になります。
会長	その他宜しいでしょうか。 それでは議案第６号 農地法第５条の規定による許可申請２件について賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

会長	続きまして、議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による当委員会への意見聴取（一括方式）について 19 件の説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》（1 番から 19 番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）申請番号 1 番から 19 番、全体筆数は 65 筆、面積は 52,772 m²です。愛知県農業振興基金が転貸人となっており、耕作人として、16 名の方々が借り受けております。内容につきまして、作物は水稻、レンコン、蔬菜です。愛知県の認可・公告予定年月日は 6 月末ごろの予定で、契約開始年月日は令和 8 年 7 月 1 日となっております。権利の内容は賃貸借権、使用貸借権でございます。この事案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第 7 号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。
会長	（発言なし） 宜しいでしょうか。 それでは議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による当委員会への意見聴取（一括方式） 19 件について賛成の方は挙手をお願いします。
	（全員挙手） 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。
会長	続きまして、議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による当委員会への意見聴取（権利移転）について 5 件の説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》（1 番から 5 番の権利移転をする者、権利移転を受ける者の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利、事由、期間を朗読及び詳細説明）以上、5 件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第 8 号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	（発言なし） 宜しいでしょうか。

	それでは議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による当委員会への意見聴取（権利移転） 5 件について賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、市へ答申することに決定いたします。
会長	続きまして、専決報告 4 件 について事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》（専決報告 農地法第 3 条の 3 の規定による届出 1 番から 11 番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明）以上、11 件の届出を受理いたしました。 《事務局説明》（専決報告 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による確認願 1 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明）以上、1 件の届出を受理いたしました。 《事務局説明》（専決報告 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 1 番から 5 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明）以上、5 件の届出を受理いたしました。 《事務局説明》（専決報告 現況証明願 1 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明）以上、1 件の届出を受理いたしました。
会長	只今、専決報告 4 件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。
委員	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の申請番号 1 について、時効取得とありますが、小作権の消滅の事由ですか。
事務局	時効取得の仮登記がされていて、通常 10 年ないし 20 年で取得となりますので、届出が提出されたかと思います。
委員	この件は、仮登記があるため、時効取得は 20 年になります。20 年耕作した事実があると法務局が認めたことになります。
委員	あっせんの希望の有無ですが、今まで「有」の案件の記憶がないのですが、「無」は当然相続しますよね。実際私も相続したとき、どうなのかという農地もありまして、JA さんにも相談したんですが、仮にあっせんしても受け手がないと言わ

	れましたので、あっせんの無としました。ほとんどの方は、農地の相続手続きは行政書士さんお願いすることは多いと思いますが、本人の意思表示で畑など耕作放棄地になっているので相続したくない人などいると思います。今まであっせんの希望の有無で、「有」はなかったと思うので、意思表示はどのように出てくるのでしょうか。
事務局	農地法第3条の3第1項の規定による届出書にて、相続等で権利を取得した場合に農業委員会に届け出ることになっていますが、その届出書に農業委員会によるあっせん等の希望の有無を確認する欄がありまして、希望する、希望しないの意思表示をしていただくことになります。届出書には、希望しないと意思表示をしていただいているのが現状です。
会長	その他宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。
会長	続きまして、報告 1 件 について事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1 番から9番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、9件、13筆の合意解約を受付いたしました。
会長	只今、報告 1 件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。 (発言なし)
会長	宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。
会長	これをもちまして、5月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。 (終了 午前9時37分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和8年5月20日

会 長 平 野 英 治

議事録署名者
議席番号15番委員 大 橋 一 之

議事録署名者
議席番号1番委員 横 井 清 美